

# 滝沢市排水設備指定工事店の不都合行為の処分に関する事務処理要領

## ○滝沢市排水設備指定工事店の不都合行為の処分に関する事務処理要領

平成27年4月1日  
上下水道部告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、滝沢市下水道条例(昭和58年滝沢村条例第1号。以下「条例」という。)の規定による滝沢市排水設備指定工事店(以下「工事店」という。)が、排水設備等工事(修繕工事を含む。以下同じ。)の施行にあたり条例第18条第2項第1号又は第2号の規定による工事店の指定の取消し、条例第6条第1項に定める確認申請(以下「確認申請」という。)の停止の処分(以下「処分等」という。)を受けることとなる行為(以下「不都合行為」という。)があった場合の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平30上下水道部告示2・一部改正)

(不都合行為の種類及び区分の基準等)

第2条 不都合行為の種類は、不都合行為点数表(別表第1)の左欄に掲げるとおりとする。

- 2 工事店に不都合行為があったときは、不都合行為点数表の左欄に掲げる不都合行為の種類に対応する同表の右欄に掲げる点数を付するものとし、その点数は、付与された日から工事店の有効期間を加算の対象とするものとする。
- 3 不都合行為が同一時期に複数発生した場合において、当該不都合行為が同一排水設備技術者に起因するものであるときは、前項の規定により付される点数は、同項の規定にかかわらず150点を限度とするものとする。ただし、当該不都合行為が故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定により加算した点数が処分基準表(別表第2)の左欄に掲げる処分点数(以下「処分点数」という。)に達したときは、当該処分点数に対応する同表の右欄に掲げる処分を行うものとする。

(平30上下水道部告示2・一部改正)

(不都合行為の通知)

第3条 工事店に不都合行為があったと認められたときは、当該工事店から滝沢市排水設備指定工事店不都合行為届出書(様式第1号)を提出させるものとする。

- 2 前項の規定による届出により不都合行為のあったことを確認したときは、その旨を滝沢市排水設備指定工事店不都合行為通知書(様式第2号)により当該工事店に通知するものとする。
- 3 同条第1項の規定による届出がない場合であっても、不都合行為があったことを確認したときは、前項の規定により通知するものとする。

(平30上下水道部告示2・一部改正)

(処分等の警告)

第4条 工事店に不都合行為があり、第2条第2項の規定により加算した点数が100点に達したときは、滝沢市排水設備指定工事店不都合行為警告書(様式第3号)により当該工事店に警告するものとする。

(平30上下水道部告示2・一部改正)

(処分等の手続)

第4条の2 滝沢市行政手続条例(平成8年滝沢村条例第15号)第3章の規定は、工事店の処分等の手続に準用する。

(平30上下水道部告示2・追加)

(処分等の通知)

第5条 工事店の処分等を決定したときは、その結果を滝沢市排水設備指定工事店指定取消(営業停止)処分命令書(様式第4号)により当該工事店に通知するものとする。

(平30上下水道部告示2・一部改正)

(処分後の排水設備等工事の施行)

第6条 処分等を受けた工事店の施行中の排水設備等工事は、当該処分等を受けた工事店に施行させることができる。

(平30上下水道部告示2・一部改正)

(継続指定の場合の確認申請の停止処分)

第7条 確認申請の停止の処分の期間内に工事店の指定が継続されたときは、当該確認申請の停止の処分の残存期間は、継続した指定の有効期間に引き続くものとする。

(平30上下水道部告示2・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

滝沢市排水設備指定工事店の不都合行為の処分に関する事務処理要領

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、滝沢市排水設備指定工事店の不都合行為の処分に関する事務処理要領を廃止する告示(平成27年滝沢市告示第38号)の規定による廃止前の滝沢市排水設備指定工事店の不都合行為の処分に関する事務処理要領(平成10年滝沢村告示第63号)の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この告示の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則(平成28年3月22日上下水道部告示第3号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつて、この告示の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの告示の施行前にされた申請等に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、それぞれの告示に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成30年1月12日上下水道部告示第1号)

(施行期日)

- 1 この告示は平成30年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に、現に改正前の告示の規定によりなされた処分等の手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則(平成30年1月12日上下水道部告示第2号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に、現に改正前の要領の規定によりなされた処分等の手続その他の行為については、なお従前の例による。

別表第1 不都合行為点数表(第2条関係)

(平30上下水道部告示2・全改)

不都合行為の種類	点数
1 訂正を要する設計図書の訂正を、14日以上放置したとき。	30点
2 工事の手直し、竣工図書の訂正等完了検査の際の指示に対し、正当な理由がなく14日以上必要な対応をしないとき。	30点
3 完了検査に係る再検査が3回以上になったとき。	30点
4 正当な理由がなく工事の申込を拒否したとき。	60点
5 かし担保期間内において工事のかしに起因する故障が生じた場合に、その補修に応じないとき。	100点
6 排水設備工事完了・下水道使用開始届の水栓番号、給水区分及び工事完了年月日の欄に記載漏れ又は誤記があったとき。	30点
7 工事の完了の日から5日以内に排水設備工事完了・下水道使用開始届の提出をしなかったとき。	30点
8 確認を受けないで工事を行ったとき。ただし、軽微な変更に係る工事については、この限りではない。	100点
9 他人に名義を貸与し、又は下請負人に工事を請け負わせたとき。	150点
10 確認申請の停止期間中に新たな工事を行ったとき。	350点
11 完了検査に立ち会わなかったとき。	30点
12 管理者権限を行う市長が行った指示に対して従わなかったとき。	30点

別表第2 処分基準表(第2条関係)

(平30上下水道部告示2・全改)

処分点数	処分の種類
150点	確認申請の停止 1箇月

滝沢市排水設備指定工事店の不都合行為の処分に関する事務処理要領

250点  
350点

確認申請の停止 3箇月  
指定の取消し